

3 民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の状況

暴力団対策法施行から9年余りが経過し、この間、警察や都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)を中心とした各種の暴力団排除活動が活発に行われ、暴力団組事務所撤去活動、暴力団被害者の援助等に成果を挙げている。

(1) 暴力団組事務所撤去活動の支援

暴力団組事務所撤去活動は、組事務所の存在に不安感を抱いている住民が一体となって展開する地域活動の代表的なものであり、警察は、都道府県センター及び弁護士会と連携し、暴力団組事務所の進出阻止・撤去、使用差止・建物明渡請求訴訟の提起等に対する支援を展開している。

【事 例】 弁護士会等との連携により暴力団事務所が撤去された事例(香川)

香川県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)に対して、親和会傘下組織が組事務所として使用しているビルの関係者から、組事務所撤去についての相談がなされたことから、弁護士会、暴追センターとの緊密な連携の下、高松地方裁判所に建物明け渡し及び未納家賃支払い請求の訴訟提起を行い、さらに、不動産仮処分を申請し、占有移転禁止・執行官への引き渡しの仮処分決定を得て、弁護士、暴追センター職員の立会の下、執行官による民事執行により当該組事務所の明け渡しに成功した。

(2) 暴力団被害者等に対する援助等

ア 援助の措置の実施状況

暴力団対策法による中止命令等を発出した際、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員から犯罪の被害を受けた者に対して、本人からの申出に基づき、交渉に当たったの助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている。

【事 例】 山口組傘下組織幹部の不当債務猶予要求行為に対して援助した事例(大阪)

山口組傘下組織幹部(53)が、不動産業者に対して家賃等約73万円の債務猶予を要求して中止命令を発出された事案において、要求行為の相手方からの申出により、家賃支払い請求等の交渉のための警察施設の提供、違反行為者に対する必要事項の連絡等の援助を行った結果、相手方に対する家賃等の全額支払い及び違反した場合の立ち退きを条件とする和解が成立した。

イ 暴力団員を相手方とする損害賠償請求訴訟等の支援

全国各地で、暴力団員の違法・不当な行為による被害に係る損害賠償請求訴訟等の暴力団員を相手方とした民事訴訟が提起されており、警察としても支援を行っている。

【事 例】 町長等に対する街宣行為等に関する損害賠償請求訴訟の支援で全面勝訴(茨城)

國粋会傘下組織組長(45)を塾頭とする政治結社が、59回にわたり、茨城県内の町長等に対して辞職等を求める街宣を行った上、同町長の実父宅の外壁に乗用車を衝突させるなどした事件に関する同町長等による損害賠償請求訴訟について、関東弁護士会民暴委員会17名で結成する弁護団及び(財)茨城県暴力追放運動推進センターとの連携による訴訟支援を展開した結果、被告組長に対し360万円の支払い及び謝罪広告の掲載を命じる判決を勝ち取った。

(3) 暴力団等の公共事業からの排除

暴力団の資金源を遮断するため、暴力団及び暴力団利用業者の公共事業からの排除を積極的に推進している。

【事 例】 山口組傘下組織に便宜供与等を行っていた指名業者について県等に通報し、指名停止した事例(鳥取)

山口組傘下組織の関連企業による競売妨害事件等を捜査中、当該企業が前記組織に対して金銭貸与を行うなど暴力団組織との密接な関係が明らかとなり、継続的な便宜供与が判明したため、この旨を鳥取県に通報したところ、県は建設工事等入札参加資格者停止措置要綱に基づき、24ヶ月の指名停止処分とした。

(4) 産業廃棄物処理業等からの暴力団排除

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、暴力団排除条項が新たに盛り込まれるとともに、警察本部長等の都道府県知事への意見陳述権の規定が整備され、平成12年10月1日から施行された。これにより、許可時等において、産業廃棄物処理業等から暴力団を排除することが可能となるなど、産業廃棄物処理業等からの暴力団排除制度が新設された。

【事 例】 沖縄旭琉会会長が事業活動を支配している産業廃棄物処理業者について許可を取り消した事例(沖縄)

沖縄旭琉会々長の関係する者が役員に就任している産業廃棄物処理業者について、同会長の当該業者に対する事業活動支配の実態を明らかにし、改正廃掃法に基づき、沖縄県に対して自主的な意見陳述を行った結果、県は当該許可を取り消した。

(5) 証券新市場からの暴力団排除

ベンチャー企業向けの証券新市場として東京証券取引所マザーズ及び大阪証券取引所ナスダック・ジャパン等が創設されたことに伴い、これら証券新市場を含む東京・大阪等の各証券取引所の上場審査基準に暴力団排除条項が整備されるなど、証券市場への上場からの暴力団等の排除を積極的に推進している。

(6) 都道府県センターを中心とした暴力団排除活動の活発な展開

都道府県センターは、警察その他の関係機関、関係団体との連携の下に、暴力団員による不当な行為に関する相談を始めとして、暴力団組事務所撤去活動の支援、暴力団員による不当な行為の被害者への見舞金の支給、訴訟費用の無利子貸付、暴力団員の組織離脱の支援等の事業を行っており、暴力団排除活動の中核として活動している。

(7) 暴力団関係相談受理状況

平成12年中に警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団員による不当な行為に係る相談の受理件数は4万0,417件であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が1万1,045件(27.3%)と最も多くなっている。

(8) 弁護士会等との連携状況

変貌する民事介入暴力事案に迅速、的確に対応するため、警察庁では、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターと、都道府県警察では、都道府県の単位弁護士会及び都道府県センターとの間に、「民暴研究会」を設置し、三者の緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組んでいる。

平成13年11月1日現在、38都道府県において民暴研究会が設置されている。

(9) 暴力団排除等のための暴力団情報の部外提供

警察庁では、国民を暴力団による不当な行為から守るとともに、社会から暴力団を排除するため、警察の保有する暴力団情報の提供についての基準等を定めた。基準等の中では、情報提供に係る手続について法令上の規定がある場合、他機関との間に情報提供できる場合を定型化・類型化している場合、暴力団を実質的な相手方とする訴訟の支援に必要な場合や暴力団に係る被害者対策、資金源対策及び社会の基本システムへの介入防止のために必要な場合に積極的な情報提供を推進することとしている。また、各都道府県警察においては、定められた基準等に基づいて暴力団情報を適切に提供していくことにより、暴力団排除活動及び民事介入暴力対策を推進している。

